

令和 8 年度公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター  
リブランディング伴走支援業務委託に係る  
プロポーザル募集要項

1. 委託業務の名称

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターリブランディング伴走支援業務委託

2. 委託業務の内容

別添「令和 8 年度公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターリブランディング伴走支援業務委託に係るプロポーザル仕様書」のとおり

3. 委託期間

契約締結日から 6 か月間

4. 委託金額の上限額

金 3, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 参加資格

(1) 基本的要件

応募者は、本公募の条件に沿って、業務を遂行する能力及び同種の業務に関する実施実績を有する法人又は個人とする。

(2) 応募者の制限

応募者が次に規定する制限に抵触した場合は、当該応募者は失格とする。

自ら又は自らの役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者である者。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

令和 8 年 6 月 6 日（土）から令和 8 年 6 月 1 7 日（水）まで

(2) 提出書類

提出部数 各 1 部

① 会社、団体の概要（様式 1）

② 業務提案書（任意様式）

※提案書は最大 30 ページ。以下の内容を含む提案書を提出すること。

- ・本業務実施の基本方針
  - ・本業務実施のプロセス・手法・スケジュール・関わり方
  - ・業務実施体制
- ③ 業務主務者・実施チームメンバーの氏名及び同種業務の実績（任意様式）
- ④ 見積書（様式2）

※提案金額は、本業務の委託上限額の範囲内とし、用途の内訳を可能な範囲で明示すること。

### （3） 提出方法

募集期間中に、提出書類一式を公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター経営企画課宛てに持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。持参の場合は、募集期間中の平日午前9時から午後5時までに来館すること。

### （4） 書類提出先

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 経営企画課

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

「ひと・まち交流館 京都」地下1階（河原町五条下る東側）

電話：075-354-8701 FAX：075-354-8704

### （5） その他留意事項

- ① 提出書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出物は返却しない。
- ③ 応募後に辞退する場合は、書面にて辞退届（様式自由）を提出すること。
- ④ 受付期間終了後の提出書類内容の変更は認めない。

## 7. 審査方法

審査は、発注者である公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが別に定める委員により構成された「令和8年度公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター業務委託審査会」が行う。

第一次審査として書類審査を実施し、第一次審査合格者を対象に第二次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。審査は別紙審査基準表に基づき採点評価を行う。

## 8. 契約候補者選定スケジュール

### （1） 質問受付

期間：令和8年6月12日（金）まで

方法：質問・問い合わせは基本、電子メールで提出すること。  
窓口：公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター経営企画課  
machi.info@hitomachi-kyoto.jp

(2) 第一次書類審査

募集期間：令和8年6月17日（水）まで

結果通知：すべての応募者に令和8年6月22日（月）までに書面で通知。

(3) 第二次プレゼンテーション審査

日 時：令和8年6月24日（水）

実施場所：ひと・まち交流館京都地下1階 京都市景観・まちづくりセンター  
備 考：プレゼンテーション20分、質疑応答40分。

本業務を受託した場合に主務者又は実施チームメンバーとなる予定の者が行うものとする。

Zoom を利用したオンラインでの実施も可。

結果通知：すべてのプレゼンテーション実施者に令和8年6月26日（金）までに書面で通知。

9. その他

(1) 選定後スケジュール

選定後、発注者と受注者間において実施内容・体制等の詳細について協議のうえ、業務委託契約を締結する（契約締結は令和8年7月上旬を予定）。

(2) 応募者の公表

当財団は、応募書類の受付を締め切った時点で、応募者の名前を公表することができるものとする。

(3) 使用言語及び単位

本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとする。

(4) 資料等の取扱い

当財団が配布する資料等は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

(5) 応募者の失格

- ① 応募書類に故意に虚偽または不備があった場合
- ② 審査に関わる不正な行為が認められた場合
- ③ その他本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合